

○ 通信委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	提出月日	受領月日	付委員会	参議院	衆議院	備考
1 放送法第三十七条规定に基づき、承認を求めるの件	電波法の一部を改正する法律案	五、二二〇	三、九	五、二二九	五、二二九	五、二二九	五、二二九
74 放送法等の一部を改正する法律案	郵便貯金法の一部を改正する法律案	五、二二〇	三、六	五、二二九	五、二二九	五、二二九	五、二二九
52 放送法等の一部を改正する法律案	郵便貯金法の一部を改正する法律案	五、二二〇	四、二三	五、二二九	五、二二九	五、二二九	五、二二九
13 郵便貯金法の一部を改正する法律案	郵便貯金法の一部を改正する法律案	五、二二〇	四、二三	五、二二九	五、二二九	五、二二九	五、二二九

国会の承認を求めるの件（一件）

N H K 決算 (二二件)

件	名	提出月日	付委員会	参議院	衆議院	備考
	日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	(第五十六、三、二六 第九十四回国会)	五七、三、一七	五七、三、一七	五七、五、一三 決議	五七、五、一四 決議

郵便貯金法の一部を改正する法律案 (閣法第一三号) (衆議院送付)

五七、一、二九 内閣提出
四、八 衆可決
四、一四 参可決

委員長報告

ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者貸付制度の預金者一人に対する貸付金の限度額を現行の七十万円から百万円に引き上げようとするものである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案 (閣法第一三号) (衆議院送付)	要旨	本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者貸付制度の預金者一人に対する貸付金の限度額を現行の七十万円から百万円に引き上げようとするものである。
-----------------------------------	----	---

法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、預金者貸付制度における預金者一人に対する貸付金の限度額を現行の七十万円から百万円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、預金者貸付制度の一層の改善方策、郵貯資金自主運用の必要性、郵貯不振の原因と今後の増強対策、郵貯事業の経理内容の明確化等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

放送法等の一部を改正する法律案（閣法第五二号）（衆議院送

付）

五七、三、九 内閣提出

四、一二 衆可決

五、一二 参可決

要旨

本案は、テレビジョン多重放送を実用化するために必要な規定の整備を図るとともに、外国人等の取得した放送会社の株式の取扱いの特例措置等を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

1 日本放送協会の業務にテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送等を加えること。

2 日本放送協会は、郵政大臣の認可を受けて、収支予算等で定めるところにより、同協会の業務に密接に関連する政令で定める事業に出資することができるものとすること。

3 株式を上場している一般放送事業者は、外国人等がその議決権の五分の一以上を占めることとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書換を拒むことができるものとすること。

4 日本放送協会及び一般放送事業者は、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その予防又は被害の軽減に役立つ放送をしなければならないものとすること。

二、電波法の一部改正

テレビジョン放送をする無線局の免許が効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畠してテレビジョン多重放送をする無線局の免許も効力を失うものとすること。

三、有線テレビジョン放送法の一部改正

有線テレビジョン放送事業者は、郵政大臣の指定するテレビジョン放送の難視聴区域においては、その区域に係るテレビジョン多重放送も義務的に再送信しなければならないものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、放送法等の一部を改正する法律案は、国民の多様な情報に対する要望にこたえてテレビジョン多重放送を実用化するため、日本放送協会の業務にテレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送等を加えるとともに、

協会はその業務に密接に関連する事業を行う者に出資できることとするほか、外国人等により放送会社の株式取得の

結果、当該放送局の免許が取り消されるという不測の事態を防ぐため、株式を上場している放送会社等は、外国人等の株式取得により放送局の免許の欠格事由に該当するとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができる」ととする等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、電波法の一部を改正する法律案は、一九七八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えるため、一定の船舶局の無線設備の操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこと等とするとともに、わが国の在外公館に無線局設置の道を開くため、相互主義を前提に在日外国公館に無線局の設置を認めることとするほか、行政事務の簡素合理化と国民の利便を図るため、市民ラジオの無線局の開設については、技術基準適合性を確保した上で免許を要しないこととする等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を便宜一括して審査し、マスコミの集中排除等多重放送の実施方針、文字多重放送に関する標準方式、放送会社の外国人等の持ち株制限、

外国公館の無線局開設の監理方針、災害放送の義務化をめぐる問題等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して佐藤委員より放送法等の一部を改正する法律案に反対の旨の発言があり、次いで、順次採決の結果、放送法等の一部を改正する法律案は多数、電波法の一部を改正する法律案は全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、放送法等の一部を改正する法律案に対し、前田理事より、テレビジョン多重放送の実施に当たっては、放送の多様性、地域性を確保し得るよう、第三者利用の事業主体について適切に配意することなど二項目から成る各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）（衆議院送付）

五七、三、二六 内閣提出
四、二三 衆可決

要旨

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備えて、船舶局の無線設備の操作を行う者の要件について所要の措置を定めるとともに、相互主義を前提として外国公館の無線局に免許を与えることができる」ととするほか、行政事務の簡素合理化等のため特定の無線局の免許を要しないこと等の措置を講じようとするとものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政省令で定める一定の船舶局の無線設備の操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ行つてはならないこととすること。

二、船舶局無線従事者証明は、当該証明を受けた者が引続き五年間一定の無線局の業務に従事しなかつたとき等の場合には、その効力を失うこととすること。

三、外国の大使館、公使館又は領事館の無線局であつて、特定の固定地点間の通信を行うものについては、相互主義を前提として免許を与えることができることとするこ

と。

四、市民ラジオの無線局の開設については、技術基準適合性を確保した上で郵政大臣の免許を要しないこととすること。

委員長報告

放送法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)(衆議院送付)

五七、二、一〇 内閣提出

三、二六 衆承認
三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十七年度收支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるとするも

のであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、事業収支は収入、支出とも一千八百七十二億三千万円で収支の均衡を保っておりますが、資本収支において債務償還に必要な資金の不足額を補てんするため、昭和五十五年度及び昭和五十六年度からの繰越金百十一億四千万円のうち、七十六億二千万円を資本収入に繰り入れ、全体の収支の均衡を図ることとしております。

また、事業計画におきましては、その重点をラジオ・テレビ放送網の拡充、視聴者の意向に応じた放送番組の編成、広報・営業活動の積極化等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、経営委員会の機能強化問題を初め国際放送の拡充強化、長期経営構想の早期具体化、多重放送・放送衛星等新メディアの活用方策、賃金、労働条件の改善、今後の財政見通しなどの諸問題について質疑が行わされました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森昭理事より、放送の不偏不党を堅持し、放送による表現の自由を確保することなど六項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上御報告申し上げます。

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九十四回国会 五六、三、一六 内閣提出

未了

九十五回国会

五七、五、一四 議決

なお、この欠損金は資本収支の差金をもって補てんされています。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十四年度決算に係るもの

であります、放送法の定めるところにより会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十四年度末における財産状況は、資産総額一千八百八十三億九千百万円、負債総額八百三十八億一千四百万円、資本総額一千四十五億七千七百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千百九十一億七百万円に対し、経常事業支出二千一百九十六億六千四百万円であり、差し引き経常事業収支は百五億五千七百万円の欠損となつております、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支は百十三億四百万円の欠損となつております。

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、経営内容の公開、放送衛星の活用と受信者負担の軽減、公共放送としての番組編集のあり方、視聴者意向の吸収反映、協会財政の展望などの諸問

題について政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い
慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべ

きものと議決いたしました。

○建設委員会

內閣提出法律案（六件）